

※ 報告事項の各欄には、次のとおり記入してください。

- ア 職種の欄には、下記の表の中から該当する職種を一つ選択して記入してください。
- イ 従事人数の欄には、当該職種に従事する人数を記入してください。
- ウ 平均額の欄には、1日あたりの賃金単価の平均額を記入してください。
- エ 最低額の欄には、1日あたりの賃金単価の最低額を記入してください。

4 注意事項

- (1) 複数の職種に従事する労働者は、従事した日数がより長いなど主に従事した職種に含めて記入してください。
- (2) 該当する職種が分からない場合は、職種欄に具体的な作業内容を記入してください。
- (3) 賃金単価の算出方法については、別紙「賃金(報酬)単価の算出例」を参照してください。

【公共工事設計労務単価で区分される51職種】

番号	職 種 名	番号	職 種 名	番号	職 種 名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手(特殊)	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手(一般)	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

※ 職種に関する詳しい内容は、別紙「職種の分類について」を参照してください。